



# 深谷市事業者感染症対策 換気設備等整備支援事業



新型コロナウイルス感染症に対する店舗や事業所等の感染防止対策と事業活動の両立のために、市内で活動する事業者が行う、室内と室外の空気を入れ替える換気対策と、また発熱者を見分けるサーマルカメラ等の整備を支援いたします。

## 支援内容

### 工事分

外気と内気の空気の入れ替えを目的とする次の工事

- 換気扇等換気設備の整備
- 窓・網戸の整備

10万円以上の修繕等工事費用の  
2分の1を補助します！  
(補助上限50万円、下限5万円)

### 備品購入分

換気対策の効果の確認及び発熱者を見分けるための備品

- 二酸化炭素濃度測定器
- サーマルカメラ など

1万円以上の備品購入費用の  
2分の1を補助します！  
(補助上限10万円、下限5千円)

※エアコン・空気清浄機など対象外があります。

### 対象者

- ①市内に事業所を有する法人又は個人事業主
- ②市税を滞納していない事

### 補助対象期間

令和3年10月1日(金)から令和4年3月18日(金)まで  
(実績報告書提出期限)

### 申請について

- 申請期間／令和3年10月15日(金)から令和4年2月28日(月)まで
  - 提出方法／郵送又は市商工振興課窓口まで
- ※郵送の場合は上記期間までに商工振興課必着。  
※申請期間と対象期間が異なりますのでご注意ください。

### 申請書の 配布方法

- 配布／本庁舎2階23番 商工振興課窓口  
岡部・川本・花園各総合支所窓口
- ※市ホームページからもダウンロードできます。



### ● ご注意 ●

- 申請期間中でも予算の上限に達した場合、終了いたします。
- 申請回数は1事業者あたり1回までです。
- 深谷市内で使用するものに限りです。
- 申請や手続きに際し、誓約・同意事項や添付書類が必要です。  
(申請内容に不備があると支給できない場合があります。)
- 市及び国・県等の補助金を受け取っている対象は重ねて申請できません。
- その他注意事項がありますので、市ホームページを必ずご確認ください。